

報道関係者 各位

平成 30 年 8 月 31 日

【照会先】

秋田労働局賃金室

室 長 須 田 健 二

賃金指導官 佐々木 重 徳

(電話) 018 (883) 4266 (内線 330)

秋 田 県 最 低 賃 金 が 変 わ り ま す

～ 平成 30 年 10 月 1 日から時間額 7 6 2 円へ ～

概 要

1 改定内容

秋田県最低賃金は、次のとおり改定されます。

時 間 額 7 6 2 円〔 現 行 7 3 8 円 〕

(引上額 2 4 円)

効力発生日 平成 30 年 10 月 1 日

2 審議経過等

- (1) 秋田県最低賃金の改定について、平成 30 年 7 月 4 日に秋田労働局長から諮問を受けた秋田地方最低賃金審議会(赤坂薫会長)は、秋田県内の各種経済・雇用・賃金統計資料、賃金実態調査結果等を基に、慎重に調査審議を行い、8月2日、秋田県最低賃金を現行の時間額738円を24円引き上げて762円に改定することが適当であるとの答申を行いました。
- (2) 上記(1)の答申に対して、8月20日までに秋田県労働組合総連合 議長 三浦宣人ほか8労働団体代表から、都市部との賃金格差拡大などを理由に引上額は不十分であるとの異議の申出がなされましたが、秋田地方最低賃金審議会は、8月22日、「8月2日付けの答申どおり決定することが適当である。」との報告を行いました。
- (3) 上記(2)の報告を受け、秋田労働局長は、秋田県最低賃金を時間額762円に改定することを決定し、本日(8月31日)官報公示を行いました。これにより、改定後の最低賃金は、平成30年10月1日から効力が発生することになります。
- (4) 秋田県最低賃金の改定の推移(10年間)は、別添のとおりです。

参 考

- 1 最低賃金制度は、最低賃金法に基づき賃金の最低金額を国が定め、それ以上の賃金を労働者に支払わなければならないとするものです。
- 2 最低賃金には次のものがあり、今回改定された秋田県最低賃金は、県内の全ての労働者に適用される地域別最低賃金です。

地域別最低賃金（臨時職員、パートタイマーやアルバイト等を含む全ての労働者に適用されるものです。）

なお、日給や月給の場合についても最低賃金は適用されますので、時間額に換算して最低賃金額と比較します。主な賃金形態別の時間額への換算方法は次のとおりです。

日給の場合	日給額 ÷ 1日の所定労働時間数
月給の場合	月給額 ÷ 1月の平均の所定労働時間数
歩合給の場合	歩合給額 ÷ 1賃金算定期間中の総労働時間数

特定最低賃金（特定の産業の労働者に適用されるもので、秋田県では次の4産業について設定されています。）

秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金 時間額 851円

秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金 時間額 786円

秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金 時間額 822円

秋田県自動車（新車）自動車部分品・附属品小売業最低賃金 時間額 814円

これら特定最低賃金4件については、今後、改正決定の審議が行われます。

- 3 秋田地方最低賃金審議会は、最低賃金法第20条により秋田労働局に設置され、秋田労働局長の諮問に応じて最低賃金に関する事項を調査審議する機関で、公益代表委員5名、労働者代表委員5名及び使用者代表委員5名の合計15名の委員で構成されています。

4 異議申出団体

秋田県労働組合総連合 議長 三浦宣人

秋田県春闘共闘懇談会 代表委員 渋谷一

秋田県高等学校教職員組合 執行委員長 加賀屋俊悦

全日本建設交運一般労働組合秋田県本部 執行委員長 石塚優

日本自治体労働組合連合秋田県本部 副中央執行委員長 笹代孝徳

秋田県公務公共一般労働組合 副執行委員長 笹代孝徳

秋田県地域一般労働組合 執行委員長 小笠原猛

秋田県医療労働組合連合会 執行委員長 渋谷一

中通病院労働組合 執行委員長 田中真喜子

秋 田 県 最 低 賃 金 の 改 正 推 移

秋田労働局

年 度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
中賃目安額	3	10	1	4	10	13	16	21	22	23
引上額	3	13	2	7	11	14	16	21	22	24
目安比較	±0	+3	+1	+3	+1	+1	±0	±0	±0	+1
改正最賃額	632	645	647	654	665	679	695	716	738	762

(注) 平成21年度の中賃目安額については、ランク別目安額は示されず生活保護費との乖離額のみ示されたことから、当該額によること

